



飯豊町告示第 20 号

飯豊町豪雪被害対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

飯豊町長 嵐 正



飯豊町豪雪対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、令和 6 年度の豪雪に係る被害による営農活動への影響を最小限にとどめ、生産者の生産意欲の減退防止と生産活動の維持確保を図るため、この要綱に基づいて行う融雪遅延対策事業に要する経費に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和 53 年規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において事業実施主体に対して補助金を交付する。

(事業実施主体)

第 2 条 この事業の事業実施主体は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 米穀集荷業者
- (3) 飯豊町内において営農している農業者

(事業の内容、補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第 5 条に規定する交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する事業実施主体が、別表に規定する事業（1）に取り組む場合は、融雪剤購入対象者一覧表（様式第 1－1 号）
- (2) 第 2 条第 3 号に規定する事業実施主体が、別表事業（1）、（2）及び（3）に取り組む場合は、事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）

(交付決定の通知)

第 5 条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該事業実施主体に通知するものとする。

(概算払)

第 6 条 町長は、事業の遂行上必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、飯豊町豪雪対策費補助金概算払請求書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 飯豊町豪雪対策事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）の提出期限は、補助対象事業終了後 20 日を経過する日以内とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第 2 号）
- (2) 収支精算書（様式第 3 号）

(額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(その他)

第9条 補助金の交付について必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表

事業の内容	補助対象経費	補助金の額						
(1) 融雪剤購入事業	〈対象経費〉 融雪剤の購入に要する経費 〈対象要件〉 1 対象農地 (1) 水稻育苗予定地で令和7年2月14日以降の積雪深が概ね150cmを超える農地 (2) 果樹園地で令和7年2月14日以降の積雪深が概ね100cmを超える農地 2 対象となる融雪剤 炭の粉、てんろ石灰等の融雪剤	当該事業に要する経費の3分の1に相当する額と、下記の基準単価に散布面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。 【単位面積当たり基準単価】 <table><tr><td>項目</td><td>10a 当たり基準単価</td></tr><tr><td>炭の粉</td><td>500 円</td></tr><tr><td>てんろ石灰</td><td>910 円</td></tr></table>	項目	10a 当たり基準単価	炭の粉	500 円	てんろ石灰	910 円
項目	10a 当たり基準単価							
炭の粉	500 円							
てんろ石灰	910 円							
(2) 農業用施設等 復旧事業	〈対象経費〉 パイプハウス等の復旧のための資材及び農機具の購入に要する経費 〈対象要件〉 1 令和7年1月からの大雪により、倒壊・破損した農機具等であること 2 パイプハウス等については、耐用年数に達していないこと 3 過去に県から補助を受け、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条に定める財産処分の制限期間内にある施設等にあつては、施設等の管理に怠りがないと町長が認め、かつ、知事に	〈パイプハウス等〉 当該事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の単位面積（10a）当たり限度額に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。 【10a 当たり限度額】 ○パイプハウス 1,237 千円/10a ○付帯設備付きハウス 2,025 千円/10a ○雨よけハウス 595 千円/10a ※限度額は税込みの金額とする。						

	よる財産処分の承認を経ること	
(3) 苗代除雪助成	〈対象経費〉 水稻苗代予定地の除雪に対する経費 〈対象地区〉 町内全域	当該経費に要する経費の2分の1に相当する額と、下記基準単価に苗代予定面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。 (1) 自己所有の機械を使用した場合 (ハンドガイド・重機等) 中津川地区：21,000 円 高峰地区：10,700 円 手ノ子・小白川地区：6,000 円 (2) 重機による除雪を委託した場合 1ヶ所当たり 9,940 円

様式第 1 号

令和 年 月 日

飯豊町長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

飯豊町豪雪対策事業補助金交付申請書

飯豊町豪雪対策事業について、金 円を交付されるよう、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により関係書類を添付して申請します。

◎振込口座情報

振込先	金融機関名・支店名		店
	口座種類・口座番号	普通・当座	
	(フリガナ) 口座名義人		

書面(成績)計畫

①融雪剤の名称	②区分 (炭の粉、てんろ石灰等)	③事業費	④補助算定額(※1) ③×1/3	⑤限度額(※2)	⑥補助金額 ④、⑤のうち低い額
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
		円	円	円/10a	円
合計		円			円

※2 限度額については、炭の粉：500 円/10a、てんろ石灰：910 円/10a

- (1) 見積書 (交付申請後に着手する場合)
- (2) 作業をしたことがわかる書類 (作業日誌、写真等)
- (3) 購入したことがわかるもの (請求書・領収書等)

様式第2号（苗代除雪助成）

事業計画（成績）書

（1）苗代除雪助成事業

苗代予定地の地名等

①地名・地番

②苗代予定合計面積

_____a

③水稻作付け予定面積

_____a

④補助金額：_____円

（中津川地区 21,000 円/10a、高峰地区 10,700 円/10a、手ノ子・小白川地区
6,000 円/10a）

（ii）重機による除雪を委託した場合

除雪箇所：_____箇所 補助金額：_____円（箇所数×9,940 円）

2. 添付書類

苗代除雪助成事業：（i）作業日誌等

（ii）領収書の写し

様式第3号

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

区 分	事業予算額 (事業精算額)	— (本年度予算額)	(比 較)		摘 要
			(増)	(減)	
町補助金 自己資金					
合 計					

2 支出の部

区 分	事業予算額 (事業精算額)	— (本年度予算額)	(比 較)		摘 要
			(増)	(減)	
補 助 対 象 事 業 費					
合 計					

様式第 4 号

令和 年 月 日

飯豊町長 殿

住 所
氏名又は
代表者名

飯豊町豪雪対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号にて交付決定の通知がありました、豪雪対策事業費補助金につきまして、下記の金額を概算払いにより交付されたく申請します。

記

交付決定額	円
既受領額	円
今回概算払請求額	円
概算払いを必要とする理由	

様式第 5 号

令和 年 月 日

飯豊町長 殿

住 所
氏名又は
代表者名

飯豊町豪雪対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付決定の通知があった
飯豊町豪雪対策事業費補助金について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第 14 条
の規定により、その実績について関係書類を添付して報告します。